

奈良県告示第二百一號

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和高原北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	辻 太郎	奈良市邑地町一五三一
中窪 忠司	丹生町一一二二	ノ
東出 守正	ノ	一三〇四
稻垣 正	月ヶ瀬石打八三一	ノ
久保田 清隆	月ヶ瀬桃香野四四六一	ノ
猪井 誠一	月ヶ瀬長引三〇六一一二	ノ
橋詰 昭美	都祁馬場町五八七一二	ノ
宗岡 德文	針町一三三三	ノ
倉本 嘉文	藪生町二七八八	ノ
松田 孝之	都祁吐山町二五〇一	ノ
中西 功侑	都祁小山戸町一二三五	ノ
窪田 政倫	山辺郡山添村大字三ヶ谷六二一	ノ
木寅 久	大字北野一三一三	ノ
寺畠 恭典	大字春日一八九一	ノ
中岡 宏	大字大塩四〇九	ノ
下村 雅清	宇陀市室生上笠間三二三〇	ノ
並河 健	天理市山田町二一一二	ノ
津山 恭之	京都府木津川市加茂町例幣正等庵七	ノ
竹内 幹郎	天理市田井庄町五四六	ノ
杉野 文隆	宇陀市榛原上井足一一七〇	ノ
吉井 博俊	奈良市中貫町一〇〇一一	ノ
大西 英征	月ヶ瀬月瀬一九五	ノ
監事	都祁白石町二五〇三一一	ノ

二
 就任役員の役名、氏名及び住所
 甲谷 彦幸 小林 基秀 山辺郡山添村大字勝原一〇七〇
 宇陀市室生小原三九五

理事	辻 太郎	奈良市邑地町一五三一																								
		丹生町一一二二																								
		月ヶ瀬石打四四三																								
		月ヶ瀬長引四三六一一																								
		都祁甲岡町九三一十三																								
		都祁南之庄町八〇																								
		都祁吐山町二三九三一一																								
		針町二七一七																								
		山辺郡山添村大字三ヶ谷六二一																								
		大字北野一三一三																								
		大字大塩四〇九																								
		大字春日一八九一																								
		宇陀市室生上笠間三二三〇																								
		天理市山田町二一二																								
		京都府木津川市加茂町例幣正等庵七																								
		宇陀市榛原上井足一一七〇																								
		奈良市水間町七〇八一三																								
		天理市田井庄町五四六																								
		宇陀市馬場町五八七一二																								
		月ヶ瀬月瀬一九五																								
		山辺郡山添村大字勝原一一一二																								
		宇陀市室生下笠間二六七一一																								
監事																										
今井 康富	杉本 和雄	橋詰 昭美	杉野 文隆	岡田 一夫	竹内 幹郎	並河 健	津山 恭之	藪内 延昭	下村 雅清	木寅 久	寺畠 恭典	中岡 宏	窪田 政倫	笠谷 精文	中嶋 茂樹	吉井 博俊	西田 勝文	小西 功	上本 多雄	高嶋 和美	東出 守正	中窪 忠司	辻 太郎	甲谷 彦幸	小林 基秀	山辺郡山添村大字勝原一〇七〇 宇陀市室生小原三九五